

# 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

## 疫学の未来を語る若手の会に関する細則

定款第2条に基づき、一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」について定める

（名称）

第1条 本会は当法人の会員による任意団体として位置づけ、その名称を一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」（以下本会という）とする。なお、英語名称は Japan Young Epidemiologists Network とする。

（目的）

第2条 本会は疫学研究の進歩発展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 本会の活動に関する事項は本会が別に定め、その内容を理事会に報告する。

（定款施行細則の改正）

第4条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2016年5月10日から施行する。